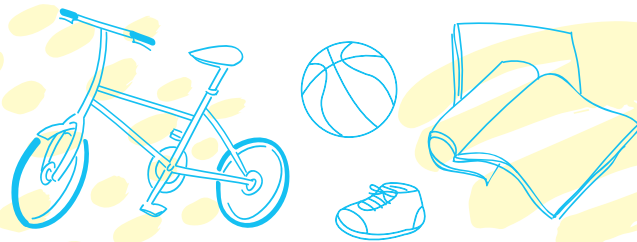


東京都北区

子どもの 権利と幸せに 関する条例

Handbook

この条例は、児童の権利に関する
条約の理念に基づき、
未来を担う子どもたちが
だれ一人取り残されることなく、
自分の将来に夢と希望をもって
健やかに成長できるよう
子どもの権利を保障し、
子どもが幸せな状態で
生活を送ることができる
社会の実現に向けた取組を
推進することを目的としています。



Ordinance on the Rights and Happiness of the Child

刊行物登録番号 6-3-016
令和6年9月発行



City of Kita

子どもたちからのメッセージ

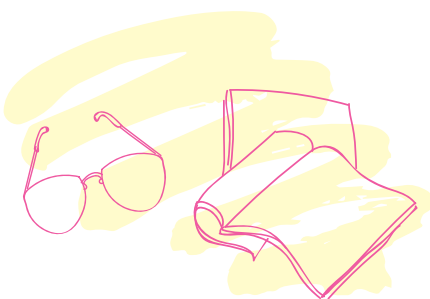
私たち子どもは、ゆったりと安心できる場所で休めるとき、幸せを感じます。大人の方には、私たち子どもが生まれながらに持っている、育つ権利や生きる権利をはじめとした、様々な権利を大切にしてほしいです。

私たち子どもは、努力が報われたときや、できなかったことができるようになったとき、幸せを感じます。大人の方には、私たち子どもが失敗をおそれず、くり返し挑戦できる環境をつくってほしいです。

私たち子どもは、おいしいものを食べているときや安心してねむっているとき、また「楽しい」と笑顔になれるときに、幸せを感じます。大人の方には、子ども同士や大人と子どもで共に笑い合える時間を作ってほしいです。そして、安全に過ごせる環境づくりに努めてほしいです。

私たち子どもは、一人ひとり、やりたいことやできることがちがいます。大人の方には、自分が子どもだったときのことを思い出し、私たち子どもが心からやりたいことを自由に行おうとする姿勢を温かく見守り、一人ひとりに合わせた応援をしてほしいです。

私たち子どもは、言いたいことをうまく言えないときがあります。そんなとき、大人の方には、私たち子どもの話にしっかりと耳をかたむけ、ありのままの私たちを受け入れてほしいです。



区からのメッセージ

区は、子どもの育ちと子育てを支援するため、全ての区民の方々に協力を求めています。

区は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、

子どもたち・大人からの思いがけない、

子どもたちが幸せな状態で

生活を送ることができるようこの条例を制定します。

大人からのメッセージ

私たち大人は、東京都北区と協力して、

子どものみなさんが

幸せな状態で生活を送ることができるよう、

この条例の趣旨をふまえ、子どもの視点に立って、

子どものみなさんと関わるよう努力します。

※「東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例」前文から抜粋

大切な子どもの権利

01

自分の意見、考え、
気持ち等を表明し、
およびそれが
尊重されること。



02

身体的または
精神的な暴力を
受けないこと。



03

家庭の環境、経済的な状況、
社会的身分、年齢、性別、
障害の有無、国籍、
性のあり方等により
差別をされないこと。



04

安全・安心に
過ごせること。



05

ゆったりと安心できる
場所で休めること。



06

プライバシーが
大事にされること。



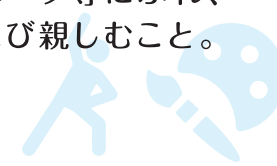
07

遊ぶこと。



08

様々な文化、芸術、
スポーツ等にふれ、
および親しむこと。



09

くり返し
挑戦できること。



10

なやんでいること、
困っていること等を
相談できること。



11

一人ひとりに応じた
学ぶ環境が
確保されること。



北区公式ホームページ
「子どもの権利を保障するための取組」

〒114-8546 東京都北区滝野川2-52-10
北区役所滝野川分庁舎一階2番窓口
北区子ども未来部子ども未来課子ども未来係